

**令和5年第2回三重県議会定例会
総務地域連携交通常任委員会 説明資料**

目 次

◎議案補充説明

- 1 県営スポーツ施設指定管理者の指定について 1
議案第59号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の
指定管理者の指定について
- 議案第60号 三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について
- 議案第61号 三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について

◎所管事項

- 1 「三重県リニア基本戦略（仮称）」中間案について 17
- 2 「三重県地域公共交通計画（仮称）」中間案について 21
- 3 「三重県自転車活用推進計画 改定版」中間案について 27
- 4 国民体育大会（国民スポーツ大会）等について 31
- 5 「三重県南部地域振興プラン（仮称）」最終案について 35
- 6 熊野古道世界遺産登録20周年に向けた取組等について 39
- 7 審議会等の審議状況について（報告） 43

○別冊資料

- （別冊1） 三重県リニア基本戦略（仮称）（中間案）
- （別冊2） 三重県地域公共交通計画（仮称）（中間案）
- （別冊3） 三重県自転車活用推進計画 改定版（中間案）
- （別冊4） 三重県南部地域振興プラン（仮称）（最終案）

**令和5年12月12日
地域連携・交通部**

(議案補充説明)

1 県営スポーツ施設指定管理者の指定について

1 議案

議案第 59 号「三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について」

議案第 60 号「三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について」

議案第 61 号「三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

地域連携・交通部スポーツ推進局が所管している公の施設「三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）」、「三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）」、「三重県営松阪野球場（愛称：ドリームオーシャンスタジアム）」及び「三重県営ライフル射撃場」について、令和6年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第6条第2項、三重県都市公園条例第14条の6第2項、三重県営松阪野球場条例第5条第2項及び三重県営ライフル射撃場条例第5条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

施設名称	設置場所
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	鈴鹿市御園町 1669 番地
三重交通G スポーツの杜 伊勢	伊勢市宇治館町 510 番地
ドリームオーシャンスタジアム	松阪市立野町 1370 番地
三重県営ライフル射撃場	津市中村町字国主谷

4 指定管理候補者の名称等

(1) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢

名称	代表者	所在地
三重県スポーツ協会グループ (構成員) 公益財団法人三重県スポーツ協会 株式会社ジャパンスポーツ運営	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定	鈴鹿市御園町 1669 番地

(2) ドリームオーシャンスタジアム

名称	代表者	所在地
公益財団法人三重県スポーツ協会	理事長 木平 芳定	鈴鹿市御園町 1669 番地

(3) 三重県営ライフル射撃場

名称	代表者	所在地
三重県ライフル射撃協会	会長 中村 孝夫	津市大門10番1号

5 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

令和5年7月21日から7月31日まで募集要項を配布し、9月4日から9月8日まで申請を受け付けたところ、各施設とも1団体ずつの申請がありました。

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

- 委員長 青木 雅生 (三重大学リカレント教育センター教授)
- 委員 岡部 佳奈 (岡部佳奈公認会計士事務所)
- 委員 井村 久美子 (株式会社イムラアスリートアカデミー)
- 委員 山口 貴史 (公益財団法人伊賀市文化都市協会)
- 委員 山川 和之 (公募委員)

イ 審査の経過

- 令和5年6月27日 第1回選定委員会
(選定方法、審査基準及び配点の審議)
- 令和5年10月18日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)
- 令和5年10月26日 第3回選定委員会 (総合審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果 (評価点数)

- ① 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢
三重県スポーツ協会グループ (評価点 899点/1,250点)
- ② ドリームオーシャンスタジアム
公益財団法人三重県スポーツ協会 (評価点 865点/1,200点)

③ 三重県営ライフル射撃場
三重県ライフル射撃協会

(評価点 850点/1,200点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、「4 指定管理候補者の名称等」に記載のとおり指定管理候補者として選定しました。

カ 選定した理由

① 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢

選定委員会の意見をふまえ、

- ・現指定管理者としての実績や、施設の老朽化への対応について効果的な維持管理の考え方が示されているなど、安全・安心な管理運営が期待できること。
- ・多様なスポーツ教室の開催など、利用者数の増加を図る具体的な提案がなされていること。

など県の求める管理水準等を満たしていると認められることから、三重県スポーツ協会グループを選定しました。

② ドリームオーシャンスタジアム

選定委員会の意見をふまえ、

- ・現指定管理者としての実績から、松阪市中部台運動公園管理事務所などの関係者と緊密に連携した円滑な施設運営や、芝生の管理をはじめ施設の適切な維持管理が期待できること。
- ・利用者数の増加を図るため、夏季営業時間の延長や野球以外の多様な利用方法などについて提案がなされていること。

など県の求める管理水準等を満たしていると認められることから、公益財団法人三重県スポーツ協会を選定しました。

③ 三重県営ライフル射撃場

選定委員会の意見をふまえ、

- ・銃器を使用する施設特性への理解の深さや、現指定管理者としての実績から、安全・安心な管理運営が期待できること。
- ・ビームライフル体験会を定期的を実施するなど、ライフル射撃競技の普及と利用者数の増加を図る具体的な提案がなされていること。

など県の求める管理水準等を満たしていると認められることから、三重県ライフル射撃協会を選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、現指定管理者としての実績や専門知識を生かした、県民サービスの向上及び経費の節減などの効果を見込んでいます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和5年12月	指定管理者の指定
令和6年3月	協定書の締結
令和6年4月1日	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要 (三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢)

審査項目／審査基準		県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
				三重県スポーツ協会グループ	
1 管理運営方針に関する事項		目標値は年度協定で定めるので、その目標値を超えることができるよう努めること。 (参考：令和5年度目標値) スポーツの杜 鈴鹿 利用者数 556,000人／年度 スポーツの杜 伊勢 利用者数 392,000人／年度	275点	○管理運営の総合的な基本方針 施設の設置目的を踏まえ、スポーツの楽しさを誰もが享受し、人も地域も元気になるよう、スポーツ団体・地域との信頼関係を大切に、スポーツを取り巻く今日的課題にも留意して、下記5つの基本方針を柱に誠心誠意、管理運営を行う。	
a 管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の施策と合致しているか			(1)安全で安心して快適にスポーツを楽しめる場に (2)誰もが自分らしくいつまでもスポーツを楽しめる場に (3)スポーツを通じた自己実現と感動を体験できる場に (4)スポーツを通じた地域活性化と交流の場に (5)これまでの管理実績とスポーツ団体等との関係を生かした管理運営	
	県の施策実現に貢献する方策が示されているか			○成果目標 (利用者数) ・スポーツの杜 鈴鹿 R6 558,000人、R7 569,000人、 R8 580,000人、R9 592,000人、 R10 604,000人	
	施設の特性や業務内容を理解しているか、管理を総合的かつ適切に行えるか			・スポーツの杜 伊勢 R6 408,000人、R7 412,000人、 R8 420,000人、R9 424,000人、 R10 432,000人	
	社会的弱者等への配慮等、公平・公正な利用について考慮しているか			○自己評価 全業務に「PDCAサイクル」による改善の仕組みを導入。主催事業の実施状況、施設毎の利用者数等を毎月分析し改善を実施。利用者アンケートの結果を次回事業に反映させ、満足度を向上。	
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか			○企業（団体）の社会的責任 法令を遵守した管理運営、不祥事のない信頼される団体、スポーツ庁ガバナンスコードの遵守、環境負荷の少ない施設運営を率先実行。	
b 成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか			202点	
c 企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か				

提案内容及び審査の概要 (三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県スポーツ協会グループ	
2 運営業務に関する事項				
a 利用料金の設定、収受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適当か、公益上必要と認められるか			
b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか			
c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか			
d 主催事業 (指導者講習会を含む)	施設の設置目的、方針等と整合性があるか、具体的なアイデアや工夫があるか、実施時期・内容は適切か			
e 利用者サービス向上策	利用者のニーズ (満足度) を考慮したものであるか			
f 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか			
g 利用増大策	具体的に適切か、独自性があり実行が可能か、継続的な利用者増につながるか			
h 他団体・地域との連携	地域スポーツ推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか 競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか			
i 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の上向上につながるか			
j 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った経験年数等の実績があるか			
		450点	<p>○利用時間・休館日 できる限り営業日を増やし、多くの県民がスポーツを楽しむ機会を確保。利用者ニーズや利用実績などを踏まえ、営業時間を最適化。</p> <p>○貸館業務の手続き 券売機や予約管理システムを導入し、手続きを簡略化。土日に集中する大規模大会は、利用調整会議等で日程を調整。</p> <p>○主催事業 生涯スポーツの拠点として、誰もがスポーツを楽しめる魅力ある講座を開設。働く人や子育て世代が参加しやすい内容と時間帯を設定。スポーツを始めるきっかけづくり、続ける支援となる多様なプログラムを提供。障がい者対象の教室、障がいの有無に関わらず共に楽しめる体験交流会を開催。競技力向上に取り組む選手・指導者向け講習会、スポーツイベントを開催。</p> <p>○利用者サービス向上策 飲食提供、無料Wi-Fi等の独自整備、テントや製氷機等の暑熱対策、接遇改善。アクセス改善のため、最寄りのバス停から無料シャトルバスを運行。運営するMie Spo Innでの宿泊・温浴サービスの提供。</p> <p>○広報活動 施設概要・空き状況・スポーツ教室等を発信するホームページや、イベント・駐車場混雑状況を伝えるSNS、パンフレット、地元市広報誌等で効果的に広報。</p> <p>○利用増大策 Mie Spo Innを活用した合宿プランなど宿泊・温浴施設と一体となった利用。主催事業の充実。競技場でのサッカー、ラグビーの本格利用。夏季早朝営業、トップアスリート合宿・キャンプ受入。スポーツ以外の利用。</p> <p>○他団体・地域との連携 ・地域スポーツ推進に関する連携 今後の生涯スポーツの柱となる総合型地域スポーツクラブ指導者や関係者への研修、イベント支援など、積極的に連携。スポーツ少年団の取組を推進し、子どもたちがスポーツに親しめる機会を充実。地域や企業と連携し、身近で体を動かせる機会や場所を提供。県障がい者スポーツ支援センターと連携し、障がい者の大会・個人利用を推進。</p> <p>・競技力向上対策に関する連携 県競技力向上対策本部の一員として、国体等で活躍する選手の育成強化などの取組を県の競技力向上関連事業と連動して実施。競技団体と連携し、ジュニア世代対象の体験会や教室、指導者対象の講習会を開催し、持続的な競技力向上に貢献する事業を実施。施設を活用した強化合宿や大規模大会が円滑に実施されるよう、柔軟に日程調整。</p> <p>○利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 利用者のご意見箱、利用者アンケート、教室参加者アンケートなどで意見を的確に把握。意見・要望は責任者に伝え、業務口誌等で共有。対応内容は所内で共有し今後の施設運営に反映。安全に関するものは即時対応。</p> <p>○施設経営の実績 県内中核スポーツ施設を半世紀以上にわたり管理運営し、経験とノウハウを蓄積。今後も利用者の視点に立って効果的、効率的、安定的に運営し、誰もがスポーツの楽しみを享受できる施設経営を実現。</p>	332点

提案内容及び審査の概要 (三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県スポーツ協会グループ	
<p>3 管理業務に関する事項</p> <p>a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法</p> <p>常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現在の維持管理レベル以上の水準が保たれているか</p> <p>施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか</p> <p>b 利用者の安全確保策、事故防止策</p> <p>利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか</p> <p>c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <p>緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか</p> <p>d 個人情報保護</p> <p>個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>e 情報公開</p> <p>情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p>		275点	<p>○維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法</p> <p>安全に支障なく利用できる状態で、清潔で快適なスポーツ環境を提供。日常点検で危険箇所を早期発見、対応。専門業者による定期点検を年1回以上実施。老朽化対応は、これまでの経験とノウハウを活かし、予防保全を基本に県とも連携し施設の長寿命化、ライフサイクルコストを削減。汚れやすい箇所の重点清掃、適切な植栽管理で快適な環境を提供。</p> <p>○利用者の安全確保策、事故防止策</p> <p>日常から様々なリスクを想定し、点検や監視、天候変化への対応等を確実に実施。緊急時の応急措置、消防署や医療機関と連携し迅速に対処する体制を整備。水泳場は心肺蘇生法やAEDを含む救命講習修了者等の職員を配置。</p> <p>○緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <p>「知る、備える、行動する」をキーワードに危機管理に取り組む。所長をリスク管理責任に位置付け、自衛消防組織や自主防災組織も設置。危機事案発生時には、事象ごとに基本事項、事前対応、発生時対応を定めた危機管理マニュアルに基づき、利用者の安全確保を最優先に対応。</p> <p>○個人情報保護</p> <p>三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき、厳正に管理。職員の関係法令遵守能力向上のため、講習会への参加や独自研修会を開催。</p> <p>○情報公開</p> <p>三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき、保有情報を積極的に公開。</p>	191点
<p>4 収支計画に関する事項</p> <p>a 収支計画の積算の考え方</p> <p>収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか</p> <p>コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか</p>	<p>○スポーツの杜 鈴鹿及びスポーツの杜 伊勢 指定管理料の上限 総額 2,405,611千円 令和6年度 490,168千円 令和7年度 478,224千円 令和8年度 478,551千円 令和9年度 480,444千円 令和10年度 478,224千円</p> <p>○スポーツの杜 鈴鹿 指定管理料の上限 総額 1,898,576千円 令和6年度 388,915千円 令和7年度 376,971千円 令和8年度 376,528千円 令和9年度 379,191千円 令和10年度 376,971千円</p> <p>○スポーツの杜 伊勢 指定管理料の上限 総額 507,035千円 令和6年度 101,253千円 令和7年度 101,253千円 令和8年度 102,023千円 令和9年度 101,253千円 令和10年度 101,253千円</p>	100点	<p>○収支計画の積算の考え方</p> <p>・基本的な考え方 管理運営全般にわたり、これまで以上の工夫を講じながらコスト削減に努める。利用者の拡充を図り、安定的な収入の確保をめざす。</p> <p>・収入の考え方 利用者を増加させ、利用料と参加料の毎年度2%増を図る。</p> <p>・支出、コスト削減の考え方 シフトの適切な設定や非常勤職員を活用し、効率的な体制で総人件費の縮減に努める。消耗品を一括購入しコストの削減を図る。燃料費、光熱水費は、できる限り消費量を抑制する対策を講じる。県とも連携し、修繕費の抑制に取り組む。経営努力により収益が生じた場合には、必要な修繕に充当する。業務特性を考慮して発注方法や契約先決定方法を選択するなど、競争性・公平性を確保し、費用削減を図る。</p>	66点

提案内容及び審査の概要（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢）

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県スポーツ協会グループ	
5 組織及び人員に関する事項				
a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか	150点	<p>○職員の雇用形態、勤務体系、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等 専門知識を有する常勤職員と受付や簡易業務を担う非常勤職員とを組み合わせ、利用者ニーズに応える効率的で柔軟な勤務ローテーションを設定。所長を総括責任者に位置付け、各施設に責任者を配置し責任体制を明確化。</p> <p>○職員の人材育成の基本方針、研修計画等 三重県スポーツ協会人材育成方針に基づき、年間を通じた研修計画を策定。接遇・マナー研修や基本技術講習、専門的技術教育、救命救急研修、人権研修、コンプライアンス研修、経営能力向上研修などを実施。</p>	108点
b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針が、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか			
c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか			
総合審査結果		1,250点		899点

指定管理候補者となった団体の名称等

団体の名称等	鈴鹿市御園町1669番地 三重県スポーツ協会グループ 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定
選定委員会の講評	<p>現指定管理者としての実績や、施設の老朽化への対応について効果的な維持管理の考え方が示されているなど、安全・安心な管理運営が期待できる。また、多様なスポーツ教室の開催など、利用者数の増加を図る具体的な提案がなされている。これらのことから、県が要求した管理水準等を満たしていると判断でき、指定管理者として適当であると認めるものである。</p> <p>大規模な大会が開催可能な施設であることを生かし、さらにスポーツを観る機会の創出に努めるなど、スポーツにふれ親しむ環境の提供に取り組みされたい。</p> <p>知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。</p>

提案内容及び審査の概要（ドリームオーシャンスタジアム）

審査項目／審査基準		県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容		
				公益財団法人三重県スポーツ協会		
1 管理運営方針に関する事項		目標値は年度協定で定めるので、その目標値を超えることができるよう努めること。 (参考；令和5年度目標値) 利用者数 41,000人／年度	275点	<p>○管理運営の総合的な基本方針 施設の設置目的を踏まえ、スポーツの楽しさを誰もが享受し、人も地域も元気になるよう、スポーツ団体・地域との信頼関係を大切に、スポーツを取り巻く今日的課題にも留意して、下記5つの基本方針を柱に誠心誠意、管理運営を行う。</p> <p>(1)安全で安心して快適にスポーツを楽しめる場に (2)誰もが自分らしくいつまでもスポーツを楽しめる場に (3)スポーツを通じた自己実現と感動を体験できる場に (4)スポーツを通じた地域活性化と交流の場に (5)これまでの管理実績とスポーツ団体等との関係を生かした管理運営</p> <p>○成果目標（利用者数） R6 39,100人、R7 39,800人、 R8 40,500人、R9 41,300人、 R10 42,100人</p> <p>○自己評価 全業務に「PDCAサイクル」による改善の仕組みを導入。施設毎の利用者数等を毎月分析し改善を実施。利用者アンケートの結果を反映させ、満足度を向上。</p> <p>○企業（団体）の社会的責任 法令を遵守した管理運営、不祥事のない信頼される団体、スポーツ庁ガバナンスコードの遵守、環境負荷の少ない施設運営を率先実行。</p>		
a 管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の施策と合致しているか					県の施策実現に貢献する方策が示されているか
b 成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか					指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか
c 企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か				201点	

提案内容及び審査の概要（ドリームオーシャンスタジアム）

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容 公益財団法人三重県スポーツ協会	
2 運営業務に関する事項				
a 利用料金の設定、收受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適当か、公益上必要と認められるか			
b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか			
c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか			
d 利用者サービス向上策	利用者のニーズ（満足度）を考慮したものであるか			
e 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか			
f 利用増大策	具体的で適切か、独自性があり実行が可能か、継続的な利用者増につながるか			
g 他団体・地域との連携	地域スポーツ推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか 競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか			
h 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の向上につながるか			
i 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った経験年数等の実績があるか			
		400点	<p>○利用時間・休館日 できる限り営業日を増やし、多くの県民が活動できる機会を確保。6月から9月は早朝、夕刻の営業時間を拡充。</p> <p>○貸館業務の手続き 土日に集中する大規模大会は、関係者による利用調整会議等で日程を調整。</p> <p>○利用者サービス向上策 飲食提供、暑熱対策や天候変化対策として熱中症指標計や雷検知器の貸出、接遇改善。設備や備品の独自整備、質の高いグラウンドコンディションの提供。</p> <p>○広報活動 ホームページで施設概要・施設空き状況等を発信。施設紹介やイベントは、パンフレットや広報誌等で広報。</p> <p>○利用増大策 スポーツイベント等の開催。夏季の早朝・夕方の営業時間の拡充。施設の有効活用。</p> <p>○他団体・地域との連携 ・地域スポーツ推進に関する連携 今後の生涯スポーツの柱となる総合型地域スポーツクラブ指導者や関係者への研修、イベント支援など、積極的に連携。スポーツ少年団の取組を推進し、子どもたちがスポーツに親しめる機会を充実。地域や企業と連携し、身近で体を動かせる機会や場所を提供。</p> <p>・競技力向上対策に関する連携 県競技力向上対策本部の一員として、国体等で活躍する選手の育成強化などの取組を県の競技力向上事業と連動して実施。競技団体と連携し、ジュニア世代対象の体験会や教室を開催。</p> <p>○利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 利用者のご意見箱、利用者アンケートなどで意見を的確に把握。意見・要望は責任者に伝え、業務日誌等で共有。対応内容は所内で共有し今後の施設運営に反映。安全に関するものは即時対応。</p> <p>○施設経営の実績 県内中核スポーツ施設を半世紀以上にわたり管理運営し、経験とノウハウを蓄積。今後も利用者の視点に立って効果的、効率的、安定的に運営し、誰もがスポーツの楽しみを享受できる施設経営を実現。</p>	299点

提案内容及び審査の概要（ドリームオーシャンスタジアム）

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重県スポーツ協会	
<p>3 管理業務に関する事項</p> <p>a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法</p> <p>b 利用者の安全確保策、事故防止策</p> <p>c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <p>d 個人情報保護</p> <p>e 情報公開</p>	<p>常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現在の維持管理レベル以上の水準が保たれているか</p> <p>施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか</p> <p>利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか</p> <p>緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか</p> <p>個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p>	275点	<p>○維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法</p> <p>安全に支障なく利用できる状態で、清潔で快適なスポーツ環境を提供。日常点検を毎日行い、危険箇所を早期発見、安全に関するものは即時対応。専門業者による定期点検を年1回以上実施。汚れやすい箇所の重点清掃、適切な植栽管理。</p> <p>○利用者の安全確保策、事故防止策</p> <p>日常から様々なリスクを想定し、点検や監視、天候変化への対応等を確実に実施。緊急時の応急措置、消防署や医療機関と連携し迅速に対処する体制を整備。心肺蘇生法やAEDを含む救命講習修了者等の職員を配置。</p> <p>○緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <p>「知る、備える、行動する」をキーワードに危機管理に取り組む。所長をリスク管理責任者に位置付け、自衛消防組織や自主防災組織も設置。危機事案発生時には、事象ごとに基本事項、事前対応、発生時対応を定めた危機管理マニュアルに基づき、利用者の安全確保を最優先に対応。</p> <p>○個人情報保護</p> <p>三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき、厳正に管理。</p> <p>○情報公開</p> <p>三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき、保有情報を積極的に公開。</p>	191点
<p>4 収支計画に関する事項</p> <p>a 収支計画の積算の考え方</p>	<p>○指定管理料の上限</p> <p>総額 106,075千円</p> <p>令和6年度 21,215千円</p> <p>令和7年度 21,215千円</p> <p>令和8年度 21,215千円</p> <p>令和9年度 21,215千円</p> <p>令和10年度 21,215千円</p> <p>収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか</p> <p>コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか</p>	100点	<p>○収支計画の積算の考え方</p> <p>・基本的な考え方</p> <p>いつも安全に支障なく利用できる状態を確保するとともに、清潔で快適なスポーツ環境を提供。</p> <p>・老朽化への対応、コスト縮減</p> <p>予防保全を基本に効果的で安定した維持管理を展開。委託費等については、一般競争入札、複数年契約、一括発注等により経費を抑制。</p>	70点

提案内容及び審査の概要（ドリームオーシャンスタジアム）

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重県スポーツ協会	
5 組織及び人員に関する事項				
a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか	150点	<p>○職員の雇用形態、勤務体系、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等 常勤職員と受付や簡易業務を担う非常勤職員とを組み合わせ、利用者ニーズに応える効率的で柔軟な勤務ローテーションを設定。所長を総括責任者に位置付け、責任体制を明確化。</p> <p>○職員の人材育成の基本方針、研修計画等 三重県スポーツ協会人材育成方針に基づき、年間を通じた研修計画を策定。接遇・マナー研修、基本技術講習、専門的技術教育、救命救急研修、人権研修、コンプライアンス研修、経営能力向上研修などを実施。</p>	104点
b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか			
c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか			
総合審査結果		1,200点		865点

指定管理候補者となった団体の名称等

団体の名称等	<p>鈴鹿市御園町1669番地 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定</p>
選定委員会の講評	<p>現指定管理者としての実績から、松阪市中部台運動公園管理事務所などの関係者と緊密に連携した円滑な施設運営や、芝生の管理をはじめ施設の適切な維持管理が期待できる。また、利用者数の増加を図るため、夏季営業時間の延長や野球以外の多様な利用方法などについて提案がなされている。これらのことから、県が要求した管理水準等を満たしていると判断でき、指定管理者として適当であると認めるものである。</p> <p>利用者数の増加に向けては、現場の負荷も勘案しつつ、実現可能な取組を着実に実施されたい。</p> <p>知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。</p>

提案内容及び審査の概要（三重県営ライフル射撃場）

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容 三重県ライフル射撃協会	
1 管理運営方針に関する事項	目標値は年度協定で定める ので、その目標値を超えること ができるよう努めること。 (参考：令和5年度目標値) 利用者数 1,600人／年度	275点	○管理運営の総合的な基本方針 施設の管理運営を行うにあたっては、次の 項目に注力し、良好な競技環境を維持する とともに、ライフル射撃の普及や競技力向上 に向けた指導に尽力する。	
a 管理運営の 総合的な基本 方針			管理運営の基本方針が県の施 策と合致しているか	200点
			県の施策実現に貢献する方策 が示されているか	
	施設の特性や業務内容を理解 しているか、管理を総合的かつ 適切に行えるか			
	社会的弱者等への配慮等、公 平・公正な利用について考慮し ているか			
	指定管理者としての意欲や熱 意、責任が感じられるか			
b 成果目標と 自己評価	施設運営の成果目標が適切に 設定されているか、自己評価の 体制及び基準は確立されてい るか		○成果目標（利用者数） 1,600人／年度	
c 企業（団 体）の社会的 責任	企業（団体）倫理、コンプライ アンス(法令遵守)、環境管理 (グリーン購入や省エネ等環境 負荷軽減に関する取組) への 対応は適切か		○企業（団体）の社会的責任 近年の社会情勢の中、会員以外の射撃 場の利用者すべてに対して、銃器の安全な 使用、確実な保管管理について情報提供及 び指導をしていく。施設の管理運営におい ては、適正な予算執行体制を整えるとともに、 関係法令遵守、鉛害防止等の環境安全な ど、公の施設の管理者としての社会的責任に についても果たしていく。	

提案内容及び審査の概要（三重県営ライフル射撃場）

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県ライフル射撃協会	
2 運営業務に関する事項				
a 利用料金の設定、收受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適切か、公益上必要と認められるか			
b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか			
c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか			
d 利用者サービス向上策	利用者のニーズ（満足度）を考慮したものであるか			
e 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか			
f 利用増大策	具体的に適切か、独自性があり実行が可能か、継続的な利用者増につながるか			
g 他団体・地域との連携	地域スポーツ推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか 競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか			
h 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の向上につながるか			
i 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った経験年数等の実績があるか			
		400点	<p>○利用時間・休館日 大会等準備のための早期開場や、大学のクラブ合宿などの要望があれば、利用日・利用時間等柔軟に対応する。</p> <p>○利用者サービス向上策 10m射場の除湿対策としての除湿器・扇風機の設置や、50m射場のモニター保護のための保護ケース設置等を行う。利用者により快適な環境で利用いただけるよう可能な範囲で施設の改善に努め、サービス向上をめざす。</p> <p>○広報活動 ホームページで射撃場の大会開催状況やスポーツ教室開催情報、混雑状況を提供する。ブログで大会参加者向けに射座割りや大会成績等を提供する。射撃競技に興味のある方に向け、体験会等を計画し、近隣の中学校に告知する広報活動を計画する。</p> <p>○利用増大策 今後ホームページを充実し、県民に広くアピールして利用者増につなげる。県内だけでなく、近隣の各射撃協会・大学クラブ等にも射撃場の施設情報を定期的に流し、継続的に働きかける。定期的なスポーツ教室の開催を計画する。ビームライフル無料体験会で広く参加者に射撃場の利用を促す。将来有望なジュニア層の発掘・育成を行うため、市町村スポーツ協会と連携し、射撃を理解していただけるようなイベント等を開催する。</p> <p>○他団体・地域との連携 ライフル部のある久居高校とは常時連絡を取り、運営のサポートを行う。近隣の中学校と連帯し射撃競技の普及に努める。国体に向けて選手層を拡充するため、新たな高校の射撃部創立を働きかける。近隣のスポーツ振興課等に働きかけ、利用の促進に努める。日本ライフル射撃協会や日本パラ射撃連盟を通じて、オリンピック、パラリンピック、アジア大会のキャンプの依頼があった場合は、協力して実施する。日本パラ射撃連盟と協力し、障がい者のスポーツ振興に協力する。</p> <p>○利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 射撃場内及び入り口に利用に関する問合せ先を告知する看板の設置や、ホームページにより、意見要望等を聞き取り、可能なものは管理運営に反映する。</p> <p>○施設経営の実績 指定管理者制度になって以降、無事故で射撃場を管理し、利用者に迷惑をかけないよう運営している。休場時に施設の修繕や備品の整理を行い、利用者により快適に利用いただけるよう射撃場整備を行っている。</p>	288点

提案内容及び審査の概要（三重県営ライフル射撃場）

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容 三重県ライフル射撃協会	
3 管理業務に関する事項				
a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法	常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現在の維持管理レベル以上の水準が保たれているか	275点	<p>○維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法 協会の理事会の決定に基づき担当理事が維持管理の統括を行う。担当理事の指示により、射場整備担当が清掃及び整備を行う。</p> <p>○利用者の安全確保策、事故防止策 射撃場には射撃経験豊かで銃の知識にも精通した者を配備し、適切な管理下において、射撃場を運営する。利用者には利用規定の遵守徹底を依頼し、安全に利用いただけるよう指導助言、注意喚起なども適宜行う。大会運営時や多くの利用者の見込まれる日は、射撃指導員を配置し注意喚起や安全指導を行う。修繕箇所を早期に発見し、安全に利用していただけるよう維持修繕を行う。</p> <p>○緊急時・事故発生時の対応等危機管理 緊急時の対応マニュアルを作成し周知徹底を行う。災害時には利用者の安全を一番に考え、射場管理者が利用者を避難誘導する。</p> <p>○個人情報保護 扱う個人情報の量を減らすなど適切に管理を行い個人情報の保護に努める。</p> <p>○情報公開 理事会等の機会を活用して、情報公開に関する規定や要綱の周知、意識啓発に努める。</p>	192点
b 利用者の安全確保策、事故防止策	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか			
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱いについてどう考えているか			
c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか			
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか			
d 個人情報保護	個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか			
e 情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか			
4 収支計画に関する事項				
a 収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか	100点	<p>○収支計画の積算の考え方 指定管理料と利用料金収入の範囲で運営を行う。収支で利益が上がれば、老朽化した備品等を買替え、更なる利用者のサービス向上につながる運営を行う。 日常の射場整備及び管理については、経費削減のため協会員の手作業により実施する。法定点検等、資格の必要な業務等に関しては、専門業者に委託する。</p>	68点
	コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか			
	<p>○指定管理料の上限 総額 19,145千円 令和6年度 3,829千円 令和7年度 3,829千円 令和8年度 3,829千円 令和9年度 3,829千円 令和10年度 3,829千円</p>			

提案内容及び審査の概要（三重県営ライフル射撃場）

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容 三重県ライフル射撃協会	
5 組織及び人員に関する事項		150点	<p>○職員の雇用形態、勤務体系、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等 担当理事は、県との連絡調整、申請業務、経理等を担当する。射場整備担当は、施設の安全で快適な利用に必要な整備等を担当する。射場管理者は、利用者からの利用申込受付、精算及び射撃場内の安全確保を担当する。</p> <p>○職員の人材育成の基本方針、研修計画等 定例で年に一度、射場管理者で個人情報保護や人権研修、火災時の誘導、救命救急研修を行う。関係法令の法改正があった場合は、臨時的研修会を開く。日本ライフル射撃協会の競技ルールの変更があった場合は、新規ルールの説明会を開き職員の資質向上を図る。</p>	
a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか			
b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか			
c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか			
総合審査結果		1,200点		850点

指定管理候補者となった団体の名称等

団体の名称等	津市大門10番1号 三重県ライフル射撃協会 会長 中村 孝夫
選定委員会の講評	<p>銃器を使用する施設特性への理解の深さや、現指定管理者としての実績から、安全・安心な管理運営が期待できる。また、チームライフル体験会を定期的に実施するなど、ライフル射撃競技の普及と利用者数の増加を図る具体的な提案がなされている。これらのことから、県が要求した管理水準等を満たしていると判断でき、指定管理者として適当であると認めるものである。</p> <p>不測の事態に対応できるマニュアル整備などにさらに努めることにより、一層、安全・安心な施設運営を行われたい。</p> <p>知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。</p>

(所管事項)

1 「三重県リニア基本戦略（仮称）」中間案について

「三重県リニア基本戦略（仮称）」は、リニア開業効果を県全体へ波及・発展させていく取組の方向性を示し、リニアとともに本県が歩む将来のイメージを県民の皆さんと共有することを目的に策定するものです。

中間案の策定にあたっては、8月から9月にかけて県内29市町を訪問し、各市町における観光や産業、暮らしや働き方に関する取組を伺うとともに、リニア開業に対する期待や、効果が見込まれる取組、地域資源の新たな可能性、そのために必要な環境整備等について、意見交換を行ってきました。

また、経済団体へのアンケートや交通政策・人口減少・観光・経済・防災の各分野における有識者への意見聴取、先進地調査として品川一名古屋間の中間駅設置自治体へのヒアリングや庁内での議論等、広く意見交換を重ね中間案をとりまとめました。

1 戦略の構成

(1) 戦略策定の趣旨

- ① はじめに
- ② 戦略策定の趣旨

(2) 特に留意すべき社会情勢の変化

- ① 人口減少・高齢化の進展
- ② 暮らし方・働き方の変化
- ③ デジタル技術の進展
- ④ 巨大災害リスクの切迫

(3) リニア開業がもたらす効果

- ① リニアがもたらすインパクト
- ② 懸念される課題

(4) めざす三重の姿

- ① 新たな玄関口から始まるこれからの時代に選ばれる三重
- ② 選ばれる三重となるために

(5) めざす三重の姿に向けての3つの基本戦略

- 戦略1 リニア時代の新たなライフスタイルの創出
戦略2 新たな玄関口からはじまる観光交流の拡大
戦略3 新たな玄関口から生まれるビジネス交流の拡大

(6) 基本戦略を支える基盤づくり

- ① リニア三重県駅を核とした交通ネットワークの形成
- ② リニア三重県駅を核としたまちづくり

(7) これからの取組

2 今後のスケジュール

令和5年 12月

～令和6年 1月

令和6年 1月～2月

3月上旬

3月下旬

パブリックコメントの実施

県内市町、経済団体、有識者への意見聴取

常任委員会で最終案を説明

基本戦略の策定

5

三重県リニア基本戦略(仮称)中間案の概要

・東京(品川駅)まで 約 60分(約109分短縮)
 ・大阪(新大阪駅)まで約 20分(約118分短縮)
 ・成田国際空港まで 約 132分(約135分短縮)
 ・関西国際空港まで 約 92分(約115分短縮)

別紙

1 戦略策定の趣旨	2 特に留意すべき社会情勢	3 リニアがもたらす効果
リニア開業効果を県全体へ波及・発展させていく取組の方向性を示し、リニアとともに本県が歩む将来のイメージを共有	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・高齢化の進展 暮らし方・働き方の変化 デジタル技術の進展 巨大災害リスクの切迫 	リニアがもたらすインパクト <ul style="list-style-type: none"> 暮らし “いつでも” “どこでも” が可能に! 観光・交流 日本各地がより身近に! 産業・経済 首都圏・中部圏・近畿圏が一体化! 災害リスク 災害リスク分散で安全・安心!
		懸念される課題 <ul style="list-style-type: none"> ストロー現象(大都市圏への人口・資本流出) 日帰り客が増え、宿泊客が減少 駅・本線による沿線地域や景観等への影響 建設発生土の処理など工事に伴う課題

4 めざす三重の姿

新たな玄関口から始まるこれからの時代に選ばれる三重	選ばれる三重となるために
<p>人口減少が進む中、リニア開業がもたらす効果を最大限に活用することが極めて重要。リニア駅を中心とした新たなリニア広域生活圏を形成し、次の3つの姿を実現する、これからの時代に選ばれる三重をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 圧倒的な移動時間の短縮と先進的な技術により、三重の豊かさと大都市圏の多様さを手に入れる リニア時代の新たなライフスタイルを創出 実用化が進む次世代交通に対応したリニア県駅と地域交通拠点とが効率的に結ばれ、 県内外の観光・ビジネス交流が飛躍的に発展 新たな玄関口の魅力と県内各地の豊かな魅力とが繋がることで、 三重にしかない暮らしや、働き、来訪スタイルを実現 	<p>5つの戦略的視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺エリアの計画的な機能配置と地域交通拠点の機能強化 駅と地域交通拠点を結ぶ次世代の交通ネットワークの形成 美し国三重にしかない強みを生かした一体的なブランディング デジタルをはじめとする先端技術サービスの早期実装 訪れたいくなる駅の独自性や魅力にあふれた駅まちデザイン

5 めざす三重の姿に向けての3つの基本戦略

戦略1 リニア時代の新たなライフスタイルの創出	戦略2 新たな玄関口からはじまる観光交流の拡大	戦略3 新たな玄関口から生まれるビジネス交流の拡大
<p>取組1 都市部の企業や大学への通勤・通学が選択可能な三重に</p> <ul style="list-style-type: none"> リニア発着に合わせた定時制のある交通ネットワーク構築、快適なリモートワーク可能なサードプレイス環境 等を検討 <p>取組2 地域と多様な形で関わる人が増える三重に</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺に新たな賑わいの場の創出、二地域居住の促進、一時滞在を可能とする受入体制整備 等を検討 <p>取組3 県外からの移住希望者に選ばれるとともに定住が促進される三重に</p> <ul style="list-style-type: none"> 定住・移住・滞在型居住を促す支援(転職なき移住促進、大都市よりゆとりのある子育て・教育環境の充実) 等を検討 	<p>取組1 もっと身近に便利に旅を楽しめる三重に</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅のゲートウェイ機能(次世代サービスの提供)、地域交通拠点から周辺観光地までの交通アクセス向上、観光地内のサイズ感に応じた移動サービス 等を検討 <p>取組2 リニア駅から魅力ある滞在型・周遊観光の旅を提供する美し国三重に</p> <ul style="list-style-type: none"> 食を生かしたツーリズム、エコツーリズム、アドベンチャーツーリズム、サイクルツーリズム、三重の魅力を生かしたワーケーションの推進 等を検討 	<p>取組1 クリエイティブな人材や企業をひきつける交流空間を創出する三重に</p> <ul style="list-style-type: none"> ビジネス交流拠点、高速通信インフラの整備 等を検討 <p>取組2 大都市圏の多様さと地域をつなげ新たな産業・雇用を創出する三重に</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな産業の創出・誘致、研究開発機能の誘致、先進技術の社会実装実験 等を検討 <p>取組3 リニアを活用して防災力を強化する三重に</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政・大学・企業の機能移転・バックアップ拠点の誘致、新たな防災拠点の形成 等を検討

6 基本戦略を支える基盤づくり

1 駅前交通ターミナル整備	2 道路ネットワークの整備	3 鉄道ネットワークの強化・充実	4 新たな二次交通ネットワークの形成
<ul style="list-style-type: none"> 交通拠点整備、駅前広場・周辺整備 駐車場整備(車、バス等各種モビリティ待機場) 等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路と直結する道路整備 地域交通拠点を結ぶ道路の機能強化 次世代を見据えた交通基盤の整備 等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 既設鉄道網とのアクセス強化 乗り換え利便性・快適性の向上 等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域交通拠点の機能強化、 駅と地域交通拠点を結ぶ速達性のある移動手段 等を検討

7 これからの取組

県内の概略ルート・駅位置が公表された際には、第2段階として、「三重県リニア基本戦略(仮称)」が示す「めざす三重の姿」の実現に向け、「みえリニア戦略プラン(仮称)」の策定に着手し、具体的な施策や事業への展開を図る。

(所管事項)

2 「三重県地域公共交通計画（仮称）」中間案について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画の策定については、令和4年度に実施した基礎調査の結果をふまえながら、国や市町、交通事業者、有識者、住民代表等で構成する三重県地域公共交通協議会において、本県における地域交通の課題や計画のめざす姿、基本方針や具体的な施策、施策の進捗を把握するためのKPI等の協議を行い、中間案を取りまとめました。

1 計画の構成

第Ⅰ章 はじめに

1. 計画の目的と位置付け
2. 計画の枠組み

第Ⅱ章 地域公共交通の現状と課題

1. 地域の特性と課題
2. 地域公共交通の現状と課題
3. 本県の現状を踏まえた課題
4. 課題を踏まえた取組の方向性

第Ⅲ章 めざす姿と基本方針

1. めざす姿（「県民の多様なニーズに対応した、持続可能な地域交通の実現」）
2. 基本方針と施策体系

第Ⅳ章 具体的な施策

基本方針1 地域内交通 「日常生活を支える地域内交通の維持・確保」

- 施策1-1 地域内交通の課題解決に向けた支援
- 施策1-2 交通不便地域における移動手段の確保
- 施策1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用

基本方針2 広域交通 「広域交通ネットワークの構築・活性化」

- 施策2-1 鉄道の維持・確保
- 施策2-2 地域間幹線バスの維持・確保
- 施策2-3 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進
- 施策2-4 観光施策との連携

基本方針3 環境整備 「地域公共交通を支え、発展させる環境整備」

- 施策3-1 誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備
- 施策3-2 公共交通の担い手の確保
- 施策3-3 新技術の活用による課題の解決、付加価値の向上

第Ⅴ章 計画の進捗管理

2 今後のスケジュール

- | | | |
|-------|------|---------------------|
| 令和5年 | 12月 | |
| ～令和6年 | 1月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和6年 | 2月 | 三重県地域公共交通協議会で最終案の協議 |
| | 3月上旬 | 常任委員会で最終案を説明 |
| | 3月下旬 | 計画の策定 |

1. 計画の目的と位置付け

①位置付け

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を根拠法とし、同法に基づき法定計画として策定

②計画期間

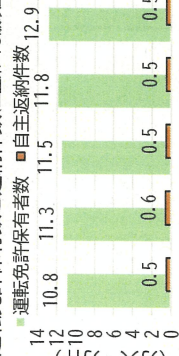
- 令和6年度～令和10年度（5年間）

③対象とする交通手段

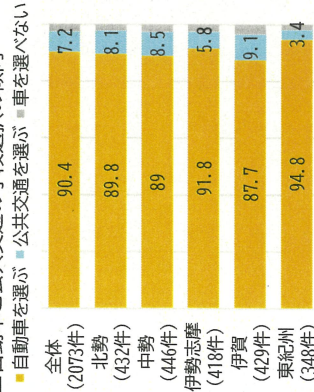
公共交通機関	地域旅客運送サービス
鉄道 路線バス 旅客船 コミュニティバス デマンド交通 乗用タクシー	その他旅客運送 自家用有償旅客運送 福祉輸送 スクールバス 病院・商業施設等の送迎サービス ボランティア輸送 自動車運転代行業 など

2. 地域公共交通の現状と課題

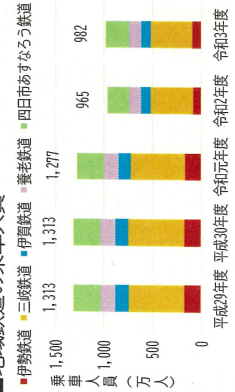
■運転免許保有者数と返納件数(三重県・75歳以上)



■自動車と公共交通の手段選択の傾向



■地域鉄道の乗車人員



3. 課題と取組方向

課題

地域内交通の課題

- ①日常生活における地域内の移動手段の確保
- ②移動手段の確保に向けた多様な輸送資源の活用

取組方向

基本方針① 地域内交通

- 日常生活を支える地域内交通の維持・確保**
- 市町の効果的な交通施策の立案に向けた支援
 - 地域のニーズのきめ細かな把握、支援の検討
 - 交通不便地域等における移動手段の確保、定着
 - 生活航路の維持・確保
 - 主要施設と駅等をつなぐ二次交通の充実
 - 多様な輸送資源の活用推進

広域交通の課題

- ③地域間や県境を越える広域的な移動手段の確保
- ④観光・交流を促進する広域交通ネットワークの構築
- ⑤国の補助対象外となることが懸念される地域間幹線バスの対応策の検討

基本方針② 広域交通

- 広域交通ネットワークの構築・活性化**
- 広域鉄道の利用促進、地域鉄道の維持・確保
 - 地域間幹線バスへの支援、国の補助対象外となることが懸念される路線の対応策の検討
 - 複数の公共交通の円滑な乗り継ぎ推進
 - 観光地へのアクセスの向上、リニアの効果をも景内に波及できる取組の推進

共通の課題

- ⑥人口減少・高齢化による影響をふまえた対応
- ⑦自動車に依存する状況から公共交通への転換
- ⑧持続可能な地域交通とするための環境整備

基本方針③ 環境整備

- 地域公共交通を支え、発展させる環境整備**
- バリアフリー化の促進や、災害対策の連携強化
 - 運転士等の確保に向けた取組や、自動運転などの導入促進
 - 地域公共交通におけるDX・GXの促進

めざす姿 **県民の多様なニーズに対応した、持続可能な地域交通の実現**

4. めざす姿と地域公共交通ネットワーク

めざす姿

県民の多様なニーズに対応した、持続可能な地域交通の実現

- 県民の暮らしで必要となる移動は、市町の中で完結することが多く、高齢化が進む中で自宅から目的場所への移動に必要となる地域内交通を充実していくことが重要です。
- 県内ではJRや近鉄、地域間幹線バスなどが市町間を結び、愛知県や奈良県、和歌山県などの隣県とも接続しており、観光・交流や産業などさまざまな面で県境を越えた往来が多いことから、市町間の移動や県境を越えた移動を支える広域交通ネットワークの確保・充実も重要です。
- 人口減少が進む中、限られた担い手や予算の中で地域交通を持続可能なものとするためには、大量輸送と個別・少量輸送の交通手段の最適な組み合わせを検討していくことが重要です。

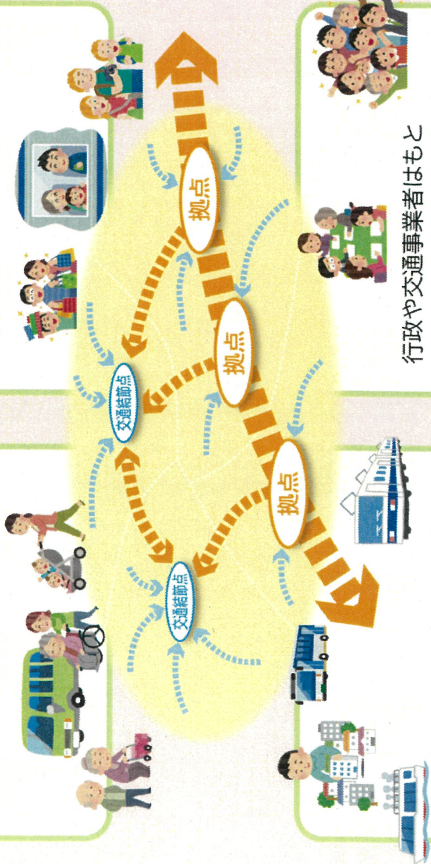
■ 実現したい未来のすがた

暮らしの視点

地域公共交通によって自家用車などの移動手段を持たない高齢者や子どもなど誰もが自由に移動できます。

交流の視点

県内各地や県外ともつながる地域公共交通で多くの人が訪れて県内を自由に移動できます。

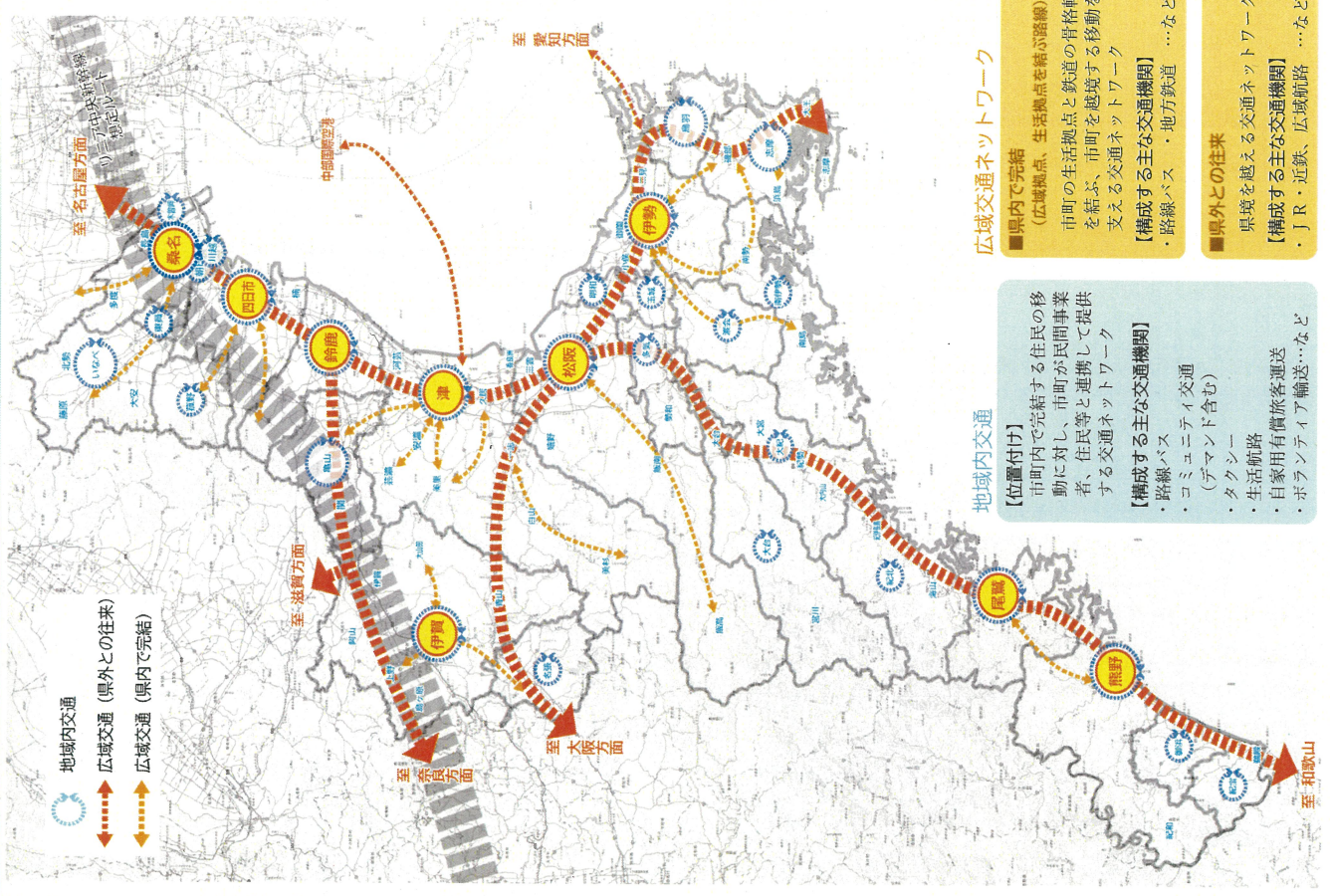


まちづくりの視点

まちづくりとも連動した地域公共交通を創ることで地域を活性化します。

協働の視点

行政や交通事業者はもとより、県民の皆さんや企業と一体となって地域公共交通を育んでいきます。



地域内交通

- 【位置付け】市町内で完結する住民の移動に対し、市町が民間事業者、住民等と連携して提供する交通ネットワーク
- 【構成する主な交通機関】
- ・路線バス
 - ・コミュニティ交通 (デマンド含む)
 - ・タクシー
 - ・生活路線
 - ・自家用有償旅客運送
 - ・ボランティア輸送…など

広域交通ネットワーク

- 【県内で完結】(広域拠点、生活拠点を結ぶ路線) 市町の生活拠点と鉄道の骨格軸を結び、市町を越境する移動を支える交通ネットワーク
- 【構成する主な交通機関】
- ・路線バス
 - ・地方鉄道…など
- 【県外との往来】 県境を越える交通ネットワーク
- 【構成する主な交通機関】
- ・JR・近鉄、広域軌道…など

5. 基本方針と施策

基本方針① 地域内交通 日常生活を支える地域内交通の維持・確保

施策	取組方向と主な取組
1 地域内交通の課題解決に向けた支援	<p>○<u>市町における的確な施策立案に向けた支援</u></p> <p>① さまざまな関係者による協議の場や、行政担当者のスキルアップの場づくり</p> <p>② 移動サービスの類型化や導入に向けた留意事項の整理、共有</p> <p>○<u>地域のニーズを捉えた、効果的な移動手段の導入・定着</u></p> <p>③ 地域の実情やニーズのきめ細かな把握を通じた、市町への効果的な支援の検討</p> <p>④ 移動手段の確保・定着に向けて市町が実施する調査や実証運行等への支援</p>
2 交通不便地域における移動手段の確保	<p>○<u>離島における生活航路の維持・確保</u></p> <p>⑤ 生活航路の維持・確保</p> <p>○<u>主要施設と駅等をつなぐ二次交通の充実</u></p> <p>⑥ ラストワンマイル・モビリティに係る国の制度改正を踏まえた対応の検討</p> <p>⑦ 主要施設と拠点駅等をつなぐ二次交通確保に向けた新たな取組の促進</p>
3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	<p>○<u>多様な輸送資源の活用推進</u></p> <p>⑧ 自家用有償旅客運送やボランティア輸送の取組事例の情報提供</p> <p>⑨ 多様な輸送資源を活用した取組への支援</p> <p>⑩ スクールバス・病院バスなどの輸送資源を活用した取組の研究</p>

基本方針② 広域交通 広域交通ネットワークの構築・活性化

施策	取組方向と主な取組
1 鉄道の維持・確保	<p>○<u>広域鉄道の利用促進と活性化</u></p> <p>① 地域との協働によるJR・近鉄の利用促進</p> <p>② JR関西本線の維持・活性化に向けた取組の推進</p> <p>③ リニア中央新幹線の全線開業に向けた取組、県内広域交通網の検討、具体的施策の展開</p> <p>○<u>地域鉄道の維持・確保に向けた取組の支援</u></p> <p>④ 地域鉄道の設備整備に対する支援や協議会等への参画</p> <p>⑤ 伊勢鉄道の維持・確保に向けて、県・沿線等市町が連携した取組の推進</p>
2 地域間幹線バスの維持・確保	<p>○<u>地域間幹線バスへの継続的な支援</u></p> <p>⑥ 地域間幹線バスの運行継続に向けた支援</p> <p>⑦ 国の補助対象外となることが懸念される路線の対応策の検討</p>
3 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	<p>○<u>バス停や駅での乗り継ぎの利便性向上</u></p> <p>⑧ 交通事業者や市町が取り組む乗継環境の整備の促進</p>
4 観光施策との連携	<p>○<u>観光事業と連動した取組への支援</u></p> <p>⑨ 交通事業者と連携した観光事業の実施</p> <p>⑩ 広域航路の活性化や二次交通の確保など、観光地へのアクセスの向上</p> <p>⑪ 鉄道事業者等と連携した観光MaaS事業等の検討</p>

(5. 基本方針と施策 のつづき)

基本方針③ 環境整備
地域公共交通を支え、発展させる環境整備

施策	取組方向と主な取組
1 誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備	○公共交通のバリアフリー化の促進
	① 交通事業者が取り組むバリアフリー対策の促進
	○災害対策や復旧等に向けた連携の強化
	② 大地震に備えた鉄道施設の整備に向けた支援
	③ 交通事業者との情報共有体制の強化
	○モビリティ・マネジメントの推進
	④ 県民へのモビリティ・マネジメントに関する情報発信
	○国による制度の活用促進
	⑤ 国における制度改正の情報収集や、国・市町との連絡調整、国の支援制度の活用
2 公共交通の担い手の確保	○路線バスやタクシー等の担い手確保に向けた取組の促進
	⑥ 運転士等確保の取組の促進
	⑦ 自動運転の導入に向けた取組の促進
3 新技術の活用による課題の解決、付加価値の向上	○新たな時代に対応した地域公共交通のDX・GXの促進
	⑧ 自動運転・AIデマンド・MaaSなど交通DXの促進
	⑨ 脱炭素化に向けた次世代バス車両・タクシー車両への転換促進

6. KPI

基本方針1 日常生活を支える地域内交通の維持・確保

指標	現状値	目標値 (R10年度)
地域公共交通計画を策定した市町数 (累計)	7市町 (R4年度までの累計)	
移動サービスの導入に向けて、県が支援を行った市町の数 (累計)	11市町 (R5年度までの累計)	
多様な輸送資源を活用した取組に対して、県が支援を行った件数 (累計)	2件 (R5年度までの累計)	

基本方針2 広域交通ネットワークの構築・活性化

指標	現状値	目標値 (R10年度)
JR・近鉄の乗客数	6,292万人 (R3年度)	
地域鉄道の乗客数	982万人 (R3年度)	
地域間幹線バスの実車走行キロあたり利用者数	0.51人/km (R4年度)	
GTFSDデータをオープンデータ化した市町の数 (累計)	17市町 (R4年度までの累計)	
県内観光地への公共交通利用の割合	9.9% (R4年度)	

基本方針3 地域公共交通を支え、発展させる環境整備

指標	現状値	目標値 (R10年度)
乗合バスにおけるノンステップバス車両の割合	81% (R2年度)	
バス・タクシー運転士数	1,985人 (R3年度)	
自動運転レベル4を見据えて公道における実証運行に取り組み市町の数 (累計)	2市町 (R5年度までの累計)	

3 「三重県自転車活用推進計画 改定版」中間案について

三重県自転車活用推進計画の改定については、有識者及び関係団体からのヒアリングを実施するとともに、庁内での議論を経て、別冊のとおり中間案を取りまとめました。

1 計画の構成

(1) はじめに

- ①計画改定の背景
- ②計画期間
- ③計画の位置づけ
- ④計画の推進体制

(2) 現状と課題

- ①自転車を活用した地域の魅力づくり
- ②サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり
- ③自転車を安全に安心して利用できる環境整備

(3) 計画の目的と目標

目的 県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり

(4) 計画の施策と具体的な取組

目標1 自転車を活用した地域の魅力づくり

- 施策1 太平洋岸自転車道等の魅力的なサイクリング環境の創出
- 施策2 自転車を活用した地域における移動手段確保
- 施策3 公共交通機関との連携による自転車活用の促進

目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり

- 施策1 自転車を含む運動・スポーツの普及促進・啓発活動
- 施策2 将来の県の競技スポーツを担うアスリートの発掘・育成
- 施策3 自転車を活用した健康づくりの周知啓発
- 施策4 関係機関と連携した自転車活用に関する情報発信

目標3 自転車を安全に安心して利用できる環境整備

- 施策1 自転車の安全利用に向けた通行空間の整備
- 施策2 自転車利用者に対する安全利用の啓発活動
- 施策3 自転車を含む交通安全教育を実践する指導者等の育成
- 施策4 災害時における自転車の活用推進に向けた検討

2 今後のスケジュール

令和5年 12月

～令和6年 1月 パブリックコメントの実施

令和6年 3月上旬 常任委員会で最終案を説明

3月下旬 計画の改定

1. 計画改定の背景

- ・「自転車活用推進法」が平成29年5月に施行され、都道府県の計画策定が努力義務化
- ・県は令和2年3月に「三重県自転車活用推進計画」(計画期間：令和2年度～令和5年度)を策定
- ・自転車乗車時におけるヘルメット着用の努力義務化などの環境変化をふまえ、本計画を改定

2. 計画期間

令和6年度
～令和10年度

3. 計画の目的

県民も来訪者も自転車を安全で
快適に利用できる環境づくり

4. 3つの目標ごとの施策と具体的な取組

目標1 自転車を活用した地域の魅力づくり

現状と課題

- ・銚子市から和歌山市までを結ぶ太平洋岸自転車道が令和3年5月にナショナルサイクルルートに指定
- ・自転車利用者の受入環境整備や積極的な情報発信等が必要

施策1 太平洋岸自転車道等の魅力的なサイクリング環境の創出

- ・地域と連携した太平洋岸自転車道等におけるサイクリスト受入環境の整備

施策2 自転車を活用した地域における移動手段確保

- ・移動手段の確保に向けたシェアサイクルの導入など市町の取組促進

施策3 公共交通機関との連携による自転車活用の促進

- ・サイクルトレインやサイクルバスの運行拡大など、各交通事業者の検討促進

KPI(重要業績評価指標)	現状値(令和4年度)	目標値(令和10年度)
レンタサイクルまたはシェアサイクルを導入している市町数	15市町	
サイクルトレインの利用者数	3,810名	

目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった自転車レースなどのイベントの再開
- ・生活習慣病の予防のため、運動習慣の定着等の取組が必要であることから、日常的な健康づくりや運動・スポーツ等における自転車の活用を検討
- ・情報発信に努め、広く県民の方々の自転車への関心を高めることが必要

施策1 自転車を含む運動・スポーツの普及促進・啓発活動

- ・スポーツ推進イベント等で、サイクルスポーツをはじめとするスポーツの普及促進

施策2 将来の県の競技スポーツを担うアスリートの発掘・育成

- ・トップアスリートの発掘・育成に向けた取組の推進

施策3 自転車を活用した健康づくりの周知啓発

- ・健康づくりの取組に関する啓発
- ・市町や事業所等の関係団体と連携した事業の実施

施策4 関係機関と連携した自転車活用に関する情報発信

- ・自転車関連のイベントやサイクリングルート等の効果的な情報発信

KPI(重要業績評価指標)	現状値(令和4年度)	目標値(令和10年度)
サイクルスポーツの普及促進に取り組む回数	1回/年	
継続的な自転車関連イベント数	(調査中)	

目標3 自転車を安全に安心して利用できる環境整備

現状と課題

- ・道路交通法の一部改正により、自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化
- ・令和3年10月施行の三重県交通安全条例で、自転車損害賠償責任保険への加入義務化
- ・自転車乗車時のヘルメット着用率が低いこと並びに自転車損害賠償責任保険等の加入率向上のため、一層の周知・啓発が必要
- ・自転車関連人身事故の減少に向けて、自転車利用者に対する交通ルールの周知が必要

施策1 自転車の安全利用に向けた通行空間の整備

- ・市町に対して、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定の促進
- ・安全な通行空間の環境づくり

施策2 自転車利用者に対する安全利用の啓発活動

- ・自転車利用者や車のドライバーに対する交通ルール等の周知啓発
- ・ヘルメットの着用を含めた自転車の安全利用に関する広報啓発

施策3 自転車を含む交通安全教育を実践する指導者等の育成

- ・交通安全教育を推進する教員等を対象とした効果的な指導方法の講習会の開催
- ・交通安全教育の実践方法や事例等を関係機関へ周知

施策4 災害時における自転車の活用推進に向けた検討

- ・災害の避難時、自転車の活用に係る課題や有用性の検討及び地域の実情に応じた対策

KPI(重要業績評価指標)	現状値(令和4年度)	目標値(令和10年度)
自転車通行空間整備率	—	
自転車関連人身事故件数	395件(令和4年)	

~

(所管事項)

4 国民体育大会（国民スポーツ大会）等について

1 鹿児島国体

(1) 競技成績

10月に鹿児島県で開催された特別国民体育大会（鹿児島国体）は、チームみえの健闘により、男女総合成績15位という素晴らしい結果となり、目標とする10位台前半（11位～15位）を達成することができました。

また、入賞数は109件となり、平成25年度に競技力向上対策本部（対策本部）を設置して以降、昨年の栃木国体に次ぐ2番目の件数となりました。

このうち、団体種目では、水泳（水球）少年男子など3種目で優勝し、個人種目では、体操（トランポリン）女子など12種目で優勝しました。特に、ラグビーフットボール成年男子とウエイトリフティング（71kg級スナッチ）女子は、国体3連覇を成し遂げました。

[対策本部を設置した平成25年度以降の成績]

開催年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国体開催地	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	鹿児島	三重	栃木	鹿児島
男女総合成績	41	32	27	27	27	20	14	—	—	12	15
入賞数	51	55	62	66	70	83	106	—	—	119	109

ア 成年種別

成年種別の入賞数は、64件となりました。

これは、主に、スポーツ指導員の配置や就職支援による選手の充実・確保、大学運動部、企業・クラブチームへの強化指定による支援などによるものと考えています。

イ 少年種別

少年種別の入賞数は45件となり、対策本部設置以降、最高の件数となりました。

これは、主に、スポーツ医・科学の知見を取り入れた指導による選手のコンディショニング調整や、スポーツトレーナーやメンタルコーチなど外部の医・科学の専門家を積極的に活用し、選手のサポートに徹したことなどによるものと考えています。

(2) 今後の取組

ア 成年種別

団体種目が得点源となっているため、三重とこわか国体を契機に創設されたチームのうち、佐賀国民スポーツ大会（※）（佐賀国スポ）へ向けた競技力向上の計画を明確にしているチームを重点的に支援します。

また、引き続き、トップアスリートの就職支援や本県ゆかりのふるさと選手の支援にも取り組んでいきます。

（※）令和6年から国民体育大会は国民スポーツ大会に改称

イ 少年種別

鹿児島国体で得られた経験や培ってきたノウハウを生かしつつ、新たな選手の発掘・育成に取り組むとともに、得点源となる競技種目を重点的に支援します。

ウ 指導者の養成

カリキュラムに最新の医・科学の知見を取り入れるなど、科学的根拠に基づく指導ができる指導者の養成に取り組めます。あわせて、競技の枠を超えて、成年種別から少年種別まで幅広い年齢層の指導者が交流することで、一貫した指導体制の構築をめざします。

また、少年種別の選手のコンディション調整のため、スポーツトレーナーなど外部の専門家を活用した、組織的な支援の充実を図ります。

2 次回国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催

令和17年（2035年）の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催をめざし、具体的な調整を進めます。令和6年度には開催要望書を提出したいと考えています。

開催に向けては、前回大会の準備で培った経験やレガシーを生かし、簡素・効率化も図りつつ、開催の実現に努めます。

（参考）国民体育大会開催基準要項等より

開催要望書の提出：原則として大会開催年の6年前の年まで

（県議会決議書、同一地区内府県スポーツ協会の同意書を添付）

開催申請書の提出：原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日まで（県議会決議書を添付）

開催決定：原則として大会開催年の3年前の年の9月末日まで

鹿兒島国体における団体種目・個人種目別優勝者一覧

(1) 団体種目 (優勝3件)

- ① ラグビーフットボール 成年男子 (三重ホンダヒート) ※国体3連覇
- ② 水泳 (水球) 少年男子 (四日市中央工業高校)
- ③ ボウリング 少年女子 (全三重)

(2) 個人種目 (優勝12件)

- ① 陸上競技 (砲丸投) 少年女子A
- ② 陸上競技 (やり投) 少年女子A
- ③ 水泳 (競泳・バタフライ 100m) 成年男子
- ④ 水泳 (競泳・バタフライ 100m) 成年女子
- ⑤ 体操 (トランポリン) 女子
- ⑥ ウエイトリフティング (89kg 級スナッチ) 成年男子
- ⑦ ウエイトリフティング (71kg 級スナッチ) 女子 ※国体3連覇
- ⑧ ウエイトリフティング (71kg 級クリーン&ジャーク) 女子
- ⑨ ウエイトリフティング (67kg 級スナッチ) 少年男子
- ⑩ 自転車競技 (個人ロードレース) 成年男子
- ⑪ 自転車競技 (個人ロードレース) 女子
- ⑫ スケート (スピード) 成年男子

(所管事項)

5 「三重県南部地域振興プラン（仮称）」最終案について

1 「三重県南部地域振興プラン（仮称）」最終案について

10月の総務地域連携交通常任委員会にてご説明した中間案をもとに、パブリックコメントを実施するとともに、あらためて南部地域各市町からの意見聴き取り、有識者による策定検討懇話会及び庁内での議論等を行い、最終案をとりまとめました。

(1) 本プランの「めざす姿」

本プランは、「みえ元気プラン」を基本に、今後の南部地域振興において注力すべき項目を整理したものであるため、その目指すべき方向性は「みえ元気プラン」における南部地域の振興のめざす姿と重なります。

したがって、本プランの「めざす姿」及びKPI（重要業績評価指標）は、「みえ元気プラン」と同一の内容とします。

(みえ元気プラン)

【めざす姿】

南部地域に幸福感を持っていきいきと暮らす人びとが増え、地域外の人びとが南部地域に一層の魅力を感じ、地域の外からさらに活力が注入される好循環

【KPI（令和8年度の目標値）】

- ・南部地域における若者の定住率：55.9%、
- ・地域住民等が主体となった地域への誇りにつながる新たな活動件数（累計）：150件

(2) パブリックコメントの結果

- ・意見募集期間 令和5年9月15日から令和5年10月16日まで
- ・意見数 2件

意見の概要	意見に対する考え方
三木里海水浴場について、大事な海岸を守るため、砂浜でのキャンプやバーベキューは禁止するよう、ぜひ早期に条例を作って、観光資源を守って下さいますようお願い致します。	参考にする (いただいたご意見を参考に、関係機関と連携し、南部地域の観光振興に取り組んでまいります。)
大阪・関西万博(令和7年)はやめてほしい。リニア中央新幹線もない。	反映または参考にすることが難しい (当該部分は、取組を展開する好機の例として、大阪・関西万博の開催やリニア中央新幹線の開業を記載したものです。)

2 南部地域活性化基金について

平成 24 年度に創設した南部地域活性化基金については、これまで主に南部地域の市町が連携して取り組む南部地域の活性化に資する事業の支援に活用してきました。

今般、南部地域振興プラン（仮称）の策定に合わせて市町からいただいたご意見も反映させながら、プランのめざす姿の実現に向けて、基金を活用した取組を充実させていきます。

（1）市町からの主な意見

- ・基金事業は、南部地域でスケールメリットを活かすことが可能。市町が連携して広域的に取り組む効果は大きい。
- ・基金事業で新たな市町連携の事業にチャレンジできることは有意義。その後、市町単費での連携事業として継続しているものもある。
- ・市町と連携しつつ、県が主体となって行う事業の実施もお願いしたい。

（2）今後の基金活用の方向性

①市町連携事業の継続

市町連携事業は、市町が連携して南部地域の振興に取り組む重要なツールとなっており、様々なメリットもあることから、引き続き、南部地域振興プラン（仮称）の取組方向に沿った市町連携事業を支援します。

②県実施事業の充実

南部地域振興プラン（仮称）の実効性を高めるためには、南部地域振興局だけでなく、県の関連部局においても南部地域の振興に向けた事業展開がなされるよう連携を強化していく必要があることから、関連部局が南部地域振興局と連携して実施する取組の一部に基金を活用します。

現状と課題

- (人口・若者の定住率)
- 人口減少幅が県平均より大きく、若者の転出もより多い（いずれも約2.5倍以上）
 - ※人口減少率10%以上の3町は全て南部地域
 - 高等教育機関が2校しかなく、進学時に地域を離れざるを得ない

(産業構造・地域資源)

- 事業所数は県全体の約20%、1人あたりの所得金額も約290万と約10%強低い
- 第1次産業従事者割合は県全体の2倍
- 第3次産業従事者の割合は県全体よりも高い（約10%弱）
- 国内随一の豊かな自然と食
- 令和6年に熊野古道世界遺産登録20周年を迎える

(新たな時代潮流・地域の担い手不足)

- 若い世代を中心に地方での暮らしや地域との関わりを望む割合の増加
- 地域おこし協力隊の約7割が30代以下
- ゼロカーボンシティ宣言等の取組の進行
- コミュニティ活動を進める担い手の不足と地域のイベント継続の危機

南部地域の人口推移と推計

	H27.10.1	R2.10.1	増減率(%)	R27推計
県計	1,815,865	1,770,254	-2.5	1,430,804
南部計	324,247	301,928	-6.9	200,475
伊勢市	127,817	122,765	-4.0	100,547
尾鷲市	18,009	16,252	-9.8	7,496
鳥羽市	19,448	17,525	-9.9	8,572
熊野市	17,322	15,965	-7.8	7,652
志摩市	50,341	46,057	-8.5	24,848
大台町	9,557	8,668	-9.3	4,939
玉城町	15,431	15,041	-2.5	14,148
度会町	8,309	7,847	-5.6	5,236
大紀町	8,939	7,815	-12.6	3,796
南伊勢町	12,788	10,989	-14.1	3,892
紀北町	16,338	14,604	-10.6	7,783
御浜町	8,741	8,079	-7.6	4,964
紀宝町	11,207	10,321	-7.9	6,602

取組方向

(南部地域の振興に重要な3つの視点)

1. 若者の定着・人口の還流に向けて

- ◆ 若者が「住みたい」と思える地域づくり、地域への愛着・誇りの醸成
- ◆ 若者をはじめ、人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続

【大切にしたい視点】

- ✓ 「人口の還流」の視点、過疎・離島地域の価値・役割
- ✓ 地域のこと好きであることと住みたい、戻りたいと思う気持ちの相関関係

2. 地域産業の活力向上に向けて

- ◆ 南部地域における「農林水産業」の振興
- ◆ 南部地域特有の資源を活かした「観光関連産業」の振興
- ◆ 南部地域における新たな働き方（副業・兼業等）・働く場の創出

【大切にしたい視点】

- ✓ 第1次産業と観光業との密接な関係性
- ✓ DXの進展

3. 「賑わい」のある南部地域に向けて

- ◆ 南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出
- ◆ 南部地域を内外から支える人づくり（地域内の人材育成と関係人口の深化・拡大）

【大切にしたい視点】

- ✓ 人口減少を前提とした賑わいづくり（小さな拠点の形成など生活しやすいまちづくりの検討を含む）

関連する取組

(みえ元気プラン)

【めざす姿】

南部地域に幸福感を持っていきいきと暮らす人びとが増え、地域外の人びとが南部地域に一層の魅力を感じ、地域の外からさらに活力が注入される好循環

【KPI】

- ・南部地域における若者の定住率 (R8) 55.9%
- ・地域住民等が主体となった地域への誇りにつながる新たな活動件数(累計) (R8) 150件

注力する取組方向等

- (1) 若者が「住みたい」と思える地域づくり、地域への愛着・誇りの醸成
- ◆ 地域を「知る」「気づく」からの愛着の醸成
 - ◆ 郷土教育の推進
 - ◆ 若者同士の出会いの場創出、少子化対策・子育て支援
- (2) 若者をはじめ、人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続
- ◆ 生き活きと働き、暮らしている若者等のロールモデル発信、交流
 - ◆ チャレンジ・再チャレンジを応援（成長できる環境づくり）
 - ◆ 移住の促進（希望者と地域の交流、空き家利活用、受入環境づくり等）
- ・ 就労支援、道路、交通、医療、教育、防災対策等の生活基盤確保
 - ・ 起業・事業承継支援

- (1) 南部地域における「農林水産業」の振興
- ◆ 水産資源の維持・増大、養殖業の競争力強化、伝統ある海女漁業や真珠養殖の振興・魅力発信等
 - ◆ 農産物のさらなるブランド化、国内外への販売促進
 - ◆ 木材関連企業の誘致、林業生産性向上
 - ◆ 担い手の確保・育成
- (2) 南部地域特有の資源を活かした「観光関連産業」の振興
- ◆ 伊勢志摩地域をはじめとした南部地域の観光関連産業の振興
 - ◆ 東紀州地域への観光誘客強化（熊野古道受入インフラ整備、三県連携等）
 - ◆ アウトドアスポーツでの誘客
 - ◆ 農泊の促進
- (3) 南部地域における新たな働き方・働く場の創出
- ◆ 人手不足を踏まえ、副業や兼業を組み合わせた多様な柔軟な働き方（南部モデル）を確立
 - ◆ 二地域居住・ワーケーションの促進
 - ◆ 中小企業等の再投資促進
 - ◆ 地域資源活用や課題解決型のビジネス創出

- (1) 南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出
- ◆ 地域の人びとによる地域資源活用の活動及びネットワーク化を支援
 - ◆ 祭り等の維持・活性化に向け、地域外との連携を強化
 - ◆ 挑戦、変革の取組をサポート（応援する地域文化の醸成、スモールビジネス創出の促進）
- (2) 南部地域を内外から支える人づくり
- ◆ 地域の「賑わい」創出に取り組む人材の育成（情報提供、学習機会の提供、ネットワーク化、地域外との交流促進等）
 - ◆ 「関係人口」の創出・深化（ふるさと納税等のツールも活用）
 - ◆ 「企業版」関係人口の創出（企業による南部地域の応援）

「南部地域活性化基金」を活用し、注力する取組方向に沿った市町の取組を支援するとともに、新たに、県各部署においても南部地域の振興に向けた事業展開がなされるよう連携を強化

(所管事項)

6 熊野古道世界遺産登録 20 周年に向けた取組等について

1 熊野古道伊勢路世界遺産登録 20 周年に向けた取組

(1) 推進会議の設立

令和5年11月27日、県と熊野古道沿線市町、観光団体、商工団体、保全団体、交通事業者等で「熊野古道世界遺産登録 20 周年事業推進会議」を設立し、熊野古道世界遺産登録 20 周年事業計画について情報共有を図り今後の連携等について協議を行いました。

今後は、事業実施に向けてPRを強化し、20周年の取組を県内全域に拡げていきます。

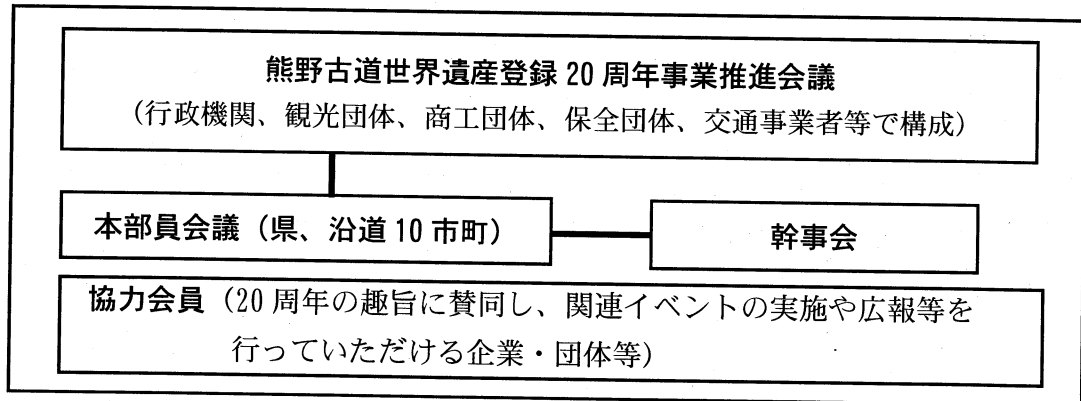
【内容】

熊野古道世界遺産登録 20 周年事業（案）について

【構成団体の状況】

県、市町（15）、国（3）、観光団体（15）、商工団体（11）、保全団体（21）、古道関係団体（3）、交通事業者（3）、企業（2） 計 74 団体（設立時）

【組織体制】



(2) 20 周年事業（案）について

①テーマ

心癒す巡礼の道～熊野古道伊勢路～

かつて、人々が安泰を願って歩いた巡礼の道「伊勢路」。現代の「歩き旅」へ安らぎ・癒しを求める人々を誘います。

②ロゴマーク

平成20年11月に制定した熊野古道伊勢路のシンボルマークに「Kumano Kodo Iseji 20th Anniversary」を冠し、下欄に「熊野古道伊勢路 世界遺産登録 20 周年」を併記しました。

《20 周年ロゴマーク》



③20 周年事業の概要

ア 開催期間

令和6年（2024年）2月～12月

イ 主な事業 ※令和6年度事業は今後の予算編成のなかで決定

(ア) 奈良県、和歌山県と連携した記念サミット（3県連携事業）

首都圏において、3県知事及び沿道地域首長による『「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録20周年記念サミット（仮称）』を実施する。

（事業内容は3県で調整中）

- ・令和6年2月上旬

(イ) 熊野古道伊勢路踏破ウォーク

熊野古道伊勢路を踏破するウォークイベントを開催する。

【令和5年度】

- ・内容：伊勢神宮をスタートとする全行程14日のうち4日歩く。
（土日を1セットとする）

- ・日程（予定）：伊勢神宮内宮～阿曾（大紀町）

第1回 2月17日（土）伊勢神宮～田丸 約13km

第2回 2月18日（日）田丸～栃原（女鬼峠） 約15km

第3回 3月2日（土）栃原～三瀬 約12km

第4回 3月3日（日）三瀬～阿曾（三瀬坂峠） 約12km

【令和6年度】

- ・令和6年6月～11月（予定）

- ・内容：阿曾（大紀町）をスタートして熊野速玉大社まで（約120km）を10日（10回）で歩く。

(ウ) 世界遺産登録20周年記念イベント（国際シンポジウム）

熊野古道世界遺産登録20周年を記念して、スペイン・バスク自治州から政府関係者、保全団体関係者を招き、国際シンポジウムを開催する。

- ・令和6年7月7日（日）（世界遺産登録日）（予定）

- ・場所：熊野古道センター（予定）

(エ) 20周年記念山歩きアプリ活用キャンペーン

熊野古道伊勢路ルートが搭載された山歩きアプリを活用して「歩き旅」を促進する20周年キャンペーン等を実施し集客促進を図る。

- ・令和5年10月～（令和6年度もデジタルスタンプキャンペーンの継続を検討）

(オ) 持続可能な保全体制づくりシンポジウム

伊勢路全体で持続可能な保全体制の構築に向けて、ゲストを招いた講演や、地元保全団体等によるシンポジウムを実施する。

- ・令和6年12月（予定）

(カ) プロモーションツールの作成

ポスター、パンフレット、のぼり、啓発グッズ等を作成し、関係機関・団体等に配布しイベント等で活用することを通じ、機運の醸成とPRを図る。

ウ その他の20周年事業 ※令和6年度事業は今後の予算編成のなかで決定

- ・山歩き層をターゲットにした熊野古道セミナー（令和5年度）
- ・インバウンド向けのプロモーション（令和5年度）
- ・案内標識整備（令和5年度） ※令和6年度も継続を検討
- ・宿泊施設等での外国人来訪者受入研修など、インバウンド向けの環境整備（令和5年度）
- ・伊勢路ガイドマップの改訂、デジタルブック化（令和5年度）
- ・保全活動（令和5年度、6年度）
 - 熊野古道サポーターズクラブ
 - 熊野古道一斉クリーンアップ作戦
- ・奈良県、和歌山県と連携したプロモーション（3県連携事業・令和6年度）

2 熊野古道伊勢路の保全にかかる取組

(1) 熊野古道サポーターズクラブ

熊野古道に関心のあるボランティアを募集して、地域の保全団体の活動をサポートする保全体験（清掃ウォーク等）を行っており、参加者にはごみ拾い、枯れ枝・落ち葉の除去、看板の拭き掃除、道普請（雨などで流出した道に土を運び入れてならし固める補修作業）等を実施しています。

<今年度の取組（実績・予定）>

10月15日	松本峠（熊野市）	32名参加	} 計8回 8箇所程度
11月8日	熊野川（紀宝町）	22名参加	
11月11日	始神峠（紀北町）	23名参加	
12月10日	大吹峠（熊野市）	27名参加予定	
1月	三瀬坂峠（大紀町）		
”	女鬼峠（多気町）		
2月	二木島峠・逢神坂峠（熊野市）		
3月	大吹峠・逢神坂峠（熊野市）		



松本峠での保全活動



熊野川での保全活動

(2) 熊野古道伊勢路一斉クリーンアップ作戦

熊野古道の保全について社会の関心を高めるとともに、熊野古道に関心・愛着を持つ人を増やしていくため、保全団体とボランティアで「熊野古道伊勢路一斉クリーンアップ作戦」を実施します。

なお、本年度、馬越峠については、三重交通グループが松阪駅～馬越峠を往復する無料ボランティアバスを運行し、参加者が清掃等を行います。

① 実施日 令和5年12月10日(日)

② 参加者(予定)

・熊野古道サポーターズクラブ会員(12名)

・協力団体・ボランティア(70名)

※ 三重交通ボランティアバス利用者、三重交通社員等が参加します。

・尾鷲高校及び木本高校の生徒(40名)

・保全団体(61名)

・行政機関など(26名)

計 約209名 参加予定

③ 実施団体及び場所

ア ボランティア等の参加を得て実施

・三瀬坂峠を守る会 三瀬坂峠(大紀町): 協力団体が参加

・海山熊野古道の会 馬越峠(紀北町側): 協力団体・ボランティアが参加

・二木島峠・逢神坂峠世話人会 曾根次郎坂・太郎坂(尾鷲市、熊野市)

: 尾鷲高等学校、木本高等学校が参加

・(一社)熊野レストレーション 大吹峠(熊野市)

: 熊野古道サポーターズクラブ、協力団体が参加

イ 保全団体メンバーのみで実施

・三瀬の渡し保存会 : 三瀬の渡し場周辺(大台町)

・ツツラト峠を世界につなぐ会 : ツツラト峠(紀北町側)

・荷坂峠まもる会 : 荷坂峠(紀北町)

・だんだんの会 : 松本峠(熊野市)

・熊野川体感塾 : 熊野川川原(紀宝町)

④ 活動内容

ごみ拾い、枯れ枝・落ち葉の除去、看板の拭き掃除等

(所管事項)

7 審議会等の審議状況について（報告）

（令和5年9月19日～令和5年11月21日）

1 審議会等の名称	三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和5年10月18日、26日
3 委員	委員長 青木 雅生 委員長代理 岡部 佳奈 他3名
4 諮問事項	三重県営総合競技場等にかかる指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・三重県営総合競技場ほか3施設にかかる指定管理者の申請者に対し、ヒアリング審査を行った。・総合審査を行い、指定管理候補者の選定について答申された。
6 備考	